

称号及び氏名 博士(保健学) 福井 信佳

学位授与の日付 平成25年3月31日

論文名 大阪府における精神障がい者の早期離職に関する研究

論文審査委員 主査 高畑 進一

副査 日垣 一男

副査 谷口 英治

論文内容の要旨

近年、就職する障がい者数は増加の傾向にあり、厚生労働省は特に精神障がい者の就業件数の伸びが著しいことを報告している。一方、多数の先行研究からは精神障がい者の入職後の就業継続期間は短いことが報告されている。筆者は、もしこれが事実であれば精神障がい者は入職しても定着していない可能性があり、早期離職を抑制するための手立てを考える必要があると考えた。

しかし今日、国や自治体においては、精神障がい者の定着の指標となる離職率の統計はなく離職の実態は明らかではない。また早期離職に影響を及ぼす要因を調査する研究は見当たらない。そこで本研究は、大阪府下における精神障がい者の離職率を独自の方法で推定し、その事実に基づいて精神障がい者の早期離職に影響を及ぼす要因を抽出する研究を行った。

第一研究では、精神障がい者の離職率を算出した。算出に使用したデータは、大阪府が公表している身体障がい者、知的障がい者及び精神障がい者の「年間の就職者数」、「年間就職者数の対前年度増加数」、「年度毎の就職件数」を用いた。離職率の算出方法は、「離職率＝年間の離職者数／年間の障がい者である全労働者数」で求めた。その結果、身体障がい者、知的障がい者との比較から精神障がい者の離職率が有意に高く、その高さは平均75%であった。精神障がい者の離職を抑制することが喫緊の課題であると考えられた。

第二研究では、第一研究の結果から、やはり精神障がい者の就業件数は増加していても早期離職している可能性が高いと考えられ、大阪府における精神障がい者の早期離職に関する要因を抽出する研究を行った。つまり解決すべき点を出すために、まず何が原因であるかをつかむ必要があると考え以下の分析を行った。

調査対象は、精神障がい者255名のうち有効回答が得られた225名であり、分析対象はその中で発病後に離職経験を有する者179名である。分析方法は、まず多変量解析に採用

する説明変数を抽出するために「早期離職群(n=90)」と「長期就業群(n=89)」の2群比較を行い、有意差を認めた変数を説明変数として採用し多変量解析を行った。その結果、早期離職しやすいのは、「統合失調症である」、「採用形態が正社員でない」、「仕事上の相談者がいない」の3項目であった。また統計学的な有意差を認めなかったが、棄却しがたい要因として「発病前の仕事が専門的でない」、「開示がない」、「仕事の困難さがある」が示された。

以上の結果から早期離職を回避するためには精神障がい者の中でも、特に統合失調症に対する症状と障がいの理解が必要である。職場においては対象者の能力と仕事のミスマッチが早期離職に繋がりやすく、相談できる支援者がいることが必要である。そして事業主の理解が深まれば対象者は開示しやすくなり、長期就業がより可能となると考えられた。採用形態については、事業主にとって正社員としての採用は困難を伴うが特例子会社の推進など今後対策が必要である。

以上のように早期離職に影響を及ぼす要因を抽出したことは、本研究による新たな知見であるが、抽出された要因一つ一つはかねてより問われていた課題でもあった。残念ながらそれらが解決できないままである理由は、精神障害がい者は法定雇用率に基づく障害者雇用納付金制度に適用されないことや、就業継続を支援するジョブコーチ等の専門家の育成が進んでいないことが背景にあると考えられた。こうした課題への解決を急がなければ早期離職を断ち切ることはできないと考えられた。さらに今回の結果からは非開示者は早期離職しやすいことが示された。早期離職を抑制しなければならない対象者とは「非開示者」である。しかし開示については実態を調査する研究が少なく、こうした人々をどのように支援していくかが早期離職を抑制していく今後の新たな課題になっていると考えられた。

そこで第三研究においては、早期離職を抑制するための手がかりを得るため、非開示者の特徴を分析し検討することとした。また、これに関しては今回の調査から統合失調症に非開示者である割合が多いことから、統合失調症について非開示者の特徴について分析した。対象は、既述した179名の内、開示の有無が明らかな統合失調症103名である。分析方法は、対象を開示群、非開示群に分け2群比較を行った。

その結果、有意差を認めた変数は「手帳の有無」、「性別（女性）」「入職前訓練の有無」、「入職後支援の有無」、「入職経路（自分で探した）」「仕事のやりがいの有無」、「就業継続希望の有無」、「発病後就業会社数」、「一日の勤務時間」、「就業継続期間」であった。

以上の特徴から、入職に関してはハローワーク等の公的機関によらず自分で就職先を探している者が多く、短期間のうちに入職、離職を繰り返している者が多いことが伺えた。対策としては、非開示者には手帳の所有者を増やしていくことが早期離職を抑制する手がかりとなる。次に非開示群の中にはすでに手帳の所有者が少なからず存在していた事実から、就業に際しては適切な支援があれば開示する者も増えていく可能性があることが示唆された。

総括として、精神障がい者の早期離職を抑制するためには、国や自治体においては精神

障がい者の就業を促進させる制度の導入や、定着の指標となる離職率を調査し公表することが求められる。また事業主には特例子会社などへの採用を増やすこと、支援者は開示をためらっている対象者も多いことから、開示相談窓口が公的機関だけでなく、医療機関、教育機関、NPO 法人などにも設置されることが期待される。対象者には手帳を所有することは、就業を促進する制度の利用を可能にし、事業主の支援も得られやすくなることへの理解を深めてもらうことが期待される。こうした支援が早期離職の抑制につながると考えられた。

学位論文審査結果の要旨

本研究の目的は、近年就業者が増えている精神障害者の離職率が他障害と比較して高いことを明らかにし、精神障害者が早期に離職する要因を検討することであった。

研究1において、厚生労働省も数値を明示していない精神障害者の離職率を大阪府の障害者統計から独自に算出し、身体障害者、知的障害者と比較して離職率が有意に高いことを明らかにした。

研究2では、就労経験のある精神障害者255名を対象に質問紙調査を行い、精神障害者の早期離職に影響する6つの要因を明らかにした。そして、精神障害者の早期離職抑制に必要な支援や制度を考察し提言した。

研究3では、重要な要因である「障がいの開示」に着目し、開示習慣の有無による違いを検討した。その結果、開示習慣のない者は精神保健福祉手帳の非所有者に多く、ハローワークや事業主による支援が得られぬまま早期離職していることを明らかにした。そして手帳を持たない精神障害者の就業継続には新たな支援が必要であることを示した。

これまで明らかでなかった精神障害者の離職率を明らかにし、早期離職の要因を明らかにしたこと、開示習慣のない者に対する新たな支援の必要性を示したことは社会的にも十分な意義があると認められる。研究手法も妥当であり、今後はこの研究をもとに支援の充実や介入研究につながる可能性も十分に期待できる。以上より、本研究科において博士の学位を授与するにふさわしい研究であると評価する。